

2025 年 11 月 26 日

ARMS 審査登録規則

(Certification Regulation)

アームスタンダード株式会社

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-15
J L日本橋ビル1階
電話: 03-3666-8788 FAX: 03-3666-8752

内容

Chapter 1. 定義	4
Chapter 2. アームスタンダードの認証業務	6
Chapter 3. 規則の遵守	6
Chapter 4. 認証に関する情報の提供	6
Chapter 5. 申請及び審査準備	6
5.1 申請	6
5.1.1 申請	6
5.1.2 申請受理	7
5.1.3 「申請者」の提出文書	8
5.2 「申請者」の審査準備	8
5.3 現地審査前の通知	8
5.3.1 審査チームの編成	8
5.3.2 審査計画	8
5.4 審査チームが実施する業務内容	8
5.5 「申請者」及び「登録組織」の審査時の遵守事項	9
5.6 オブザーバ・案内役及び審査の立会い時の遵守事項	10
5.7 「申請者」及び「登録組織」の報告事項	10
Chapter 6. 初回審査【品質マネジメントシステム】	11
6.1 初回ステージ1 審査（文書審査及び現地審査）	11
6.2 初回ステージ2 審査（現地審査）	11
6.3 審査報告書	12
Chapter 7. 初回審査【情報セキュリティ】	12
7.1 初回ステージ1 審査（文書審査及び現地審査）	12
7.2 初回ステージ2 審査（現地審査）	12
7.3 審査報告書	12
Chapter 8. 指摘事項の分類及び是正処置【品質/情報セキュリティ】	12
8.1 指摘事項の分類	12
8.2 是正処置	12
Chapter 9. 認証の授与	13
9.1 認証の決定	13
9.2 認証の有効期間	13
9.3 認証の表明・引用	13
9.4 「登録マーク」（アームスタンダード）、「認定シンボル」（ISMS-AC）及び、《登録証》の使用条件	14

9.5 審査報告書の使用条件	14
9.6 認証の不適切な表明に対する処置.....	14
9.7 認証の公表	14
9.8 認証事項変更の通知.....	15
Chapter 10. 認証の維持及び再認証.....	15
10.1 一般	15
10.2 定期審査を含むサーベイランス活動.....	16
10.3 再認証審査	16
10.3.1 認証の更新	16
10.3.2 認証の辞退	17
10.4 臨時審査.....	17
10.5 変更審査.....	17
10.6 移行審査.....	17
10.7 移転調査.....	17
10.8 認証の維持、及び再認証の決定	18
Chapter 11. ICT の利用	18
11.1 ICT の利用例.....	18
11.2 ICT を用いる審査の種類	18
11.3 ICT を用いる際の要件	19
Chapter 12. 失効、認証の一時停止、取消し及び範囲の縮小	19
12.1 認証の一時停止	19
12.2 認証の取り消し.....	20
12.3 一時停止の処置.....	20
12.4 一時停止後の復帰の決定	20
12.5 取消しの処置	21
12.6 認証範囲の縮小..... エラー! ブックマークが定義されていません。	
12.7 非常事態／特殊な状況の管理.....	21
Chapter 13. 異議申立て及び苦情.....	22
13.1 異議申立て	22
13.2 抗議対策委員会又は専門家パネルによる審議及び決定.....	22
Chapter 14. 苦情	23
14.1 苦情の審議及び決定	23
14.2 苦情の処置結果の公表	23
Chapter 15. 機密保持.....	23
Chapter 16. 審査登録料金及び費用.....	24
Chapter 17. 苦情／コミュニケーションの記録の閲覧.....	24
Chapter 18. 本規則の改訂	24

17.1 審査登録の要求事項の変更.....	24
------------------------	----

アームスタンダード審査登録規則 付属書 1 「登録マーク」(アームスタンダード)「認定シンボル」及び、《登録証》の使用条件 28

1. 「登録マーク」の清刷の提供、表示、使用例、基本色及び使用形態	28
1-1 清刷の定義	28
1-2 清刷の提供	28
1-3 「登録マーク」「認定シンボル」の使用例、並びに使用形態.....	28
1-4 「登録マーク」「認定シンボル」及び、《登録証》の遵守事項.....	29

ARMS(アームスタンダード)審査登録規則（以下、本規則とする）は、アームスタンダード株式会社（アームスタンダードと略称）が実施するマネジメントシステム認証業務に関し、「申請者」、「登録組織」、及びアームスタンダードがそれぞれ遵守しなければならない規則を規定する。

Chapter 1. 定義

本規則で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 「組織」

公的か私的かを問わず、独立の機能及び管理体制をもつ企業、会社、事業所、官公庁若しくは協会、組合を言う。

(2) 「複数サイト組織」

組織の活動の計画、管理、又はマネジメントを行う特定された本部（中央管理機能）及びそれら活動を全面的に又は一部行う常設の各事業所（地方事務所又は支店等）のネットワークをもつ組織

a) 組織は単独の法人である必要はないが、本部と各事業所が法的又は契約に基づく繋がりがあり、共通のマネジメントシステムに従っていること。

b) 本部は、マネジメントシステムを確立し、運営管理していること。又、全てのサイトは、共通のマネジメントシステムに基づいて継続的に運営管理されること。

(3) 「マネジメントシステム」

組織の活動を管理するために、組織がマネジメントシステムの適用規格の要求事項に基づいて構築し、運用しているマネジメントシステム

(4) 「申請者」

アームスタンダードにマネジメントシステムの審査を申請しているが、まだ認証されていない組織

(5) 「登録組織」

申請者のマネジメントシステムが、認証の要求事項に適合していると評価され、《登録証》（(8) 参照）が発行されている組織

(6) 「ICT」

ICT（Information and Communication Technology）とは、情報の収集、保存、読み出し、処理、分析及び伝送に用いることが可能な技術。

ICT には、

Web 会議システム、テレビ会議システム、スマートフォン、携帯端末、ラップトップコンピュータ（ノート PC）、デスクトップコンピュータ、ドローン、ビデオカメラ、ウェアラブル技術、人工知能及びその他の、ソフトウェア及びハードウェア

が含まれる。

(7) 「ICT を用いた審査」

遠隔サイト（事業所）に対し、またはサイト（事業所）以外で業務を行う人々に対し、ICT（テレビ会議、電話会議、Web 会議、並びに組織のプロセスの電子的検証）を用いて、審査をすること。また、審査を受けるサイト（事業所）において、ドローン、ビデオカメラなど ICT を用いて審査すること。

(8)《登録証》

組織のマネジメントシステムが、アームスタンダードに認証された証として、アームスタンダードが「登録組織」に対して交付する認証文書であり、「登録証」に加えて、「付属書」（「登録証」1枚に全ての登録情報が記載できない場合、必要に応じて発行）により構成される。以下、これらの認証文書を《登録証》と表記する。

(9)「登録マーク」（アームスタンダード）、「認定シンボル」（ISMS-AC: 認定機関）**a) 「登録マーク」（付属書1 付図1）**

「登録組織」が使用できるアームスタンダードマークである。

b) 「認定シンボル」（付属書1 付図2）

「登録組織」が使用できる認定シンボルである。

(10)「清刷」

特にことわりのない限り、特定の保存形式及び所定の解像度で作成された「登録マーク」「認定シンボル」の電子的画像データ

(11)「認定機関」

マネジメントシステム第三者認証制度において、認証機関を認定するための機関。アームスタンダードが認定を受けている機関は、以下のとおりである。

ISMS-AC： 社団法人情報マネジメントシステム認定センター（情報セキュリティ）

(12)「立会審査」

認証機関の認証を行う能力や認証機関の認証プロセスの信頼度を把握、評価するため、認定機関(ISMS-AC)の認定審査チームが、アームスタンダードが実施する認証審査（定期審査を含む）に立ち会い、認証プロセスを確認するものである。

(13)「公平性委員会」

アームスタンダードのマネジメントシステム認証業務の公平性及び透明性を確保するために、認証業務の基本的事項を審議、決定する委員会。委員は、特定の利害関係者に偏ることがないように構成され、外部の適切な人材から選任され、委嘱される。

(14)「認証判定会議」

「申請者」又は「登録組織」に対する登録の授与、維持、更新、認証の拡大及び縮小の可否、或いは一時停止、一時停止の復帰、及び取消しを決定する会議体であり、客観的かつ公平な認証の決定を行うため、審査に直接関与しないアームスタンダードの関係者又は外部の有識者で構成される。

(15)「抗議対策委員会」

「申請者」、「登録組織」又はその他の関係者から提議された異議申立て等に対する処置を審議するため、公平性委員会が異議申立て案件毎に設置する臨時の委員会であり、抗議対策委員会の委員は、公平性委員会の委員で構成される。

(16)「異議申し立て」

申請者又は登録組織が、希望する認証に関するアームスタンダードが行った不利な決定を再考慮するよう文書で表明すること。

(17)「苦情」

個人又は組織が、アームスタンダード又はアームスタンダードの認証活動に関し、回答を期待して行う不満の表明であり、異議申し立て以外のもの。

(18)「MIERS」

当社がインターネット上で提供する「申請者」、「登録組織」とアームスタンダードとのコミュニケーション・ツール。

Chapter 2. アームスタンダードの認証業務

アームスタンダードは、信頼性、公平性、独立性、適格性、公正性のある認証業務を遂行しなければならない。認証の要求事項への適合の責任をもつのは、受審組織であるが、アームスタンダードは、アームスタンダードの行う認証業務に全責任を負い、また、業務委託した審査員が行う業務についても、責任を負わなければならない。

アームスタンダードは、以下の認証の要求事項に基づき、認証審査を行う。

- ◆ JIS Q9001:2015 (ISO9001:2015/Amd 1:2024)
- ◆ ISMS : JIS Q27001:2023 (ISO/IEC 27001:2022/Amd 1:2024)
- ◆ ARMS 審査登録規則 の最新版

注) 最新版は HP に掲載しています。

注) 本規則の適用を受ける関連事業所並びに関連企業：

(いずれも、最新情報は MIERS に掲載)

「申請者」においては、申請した認証範囲の内、アームスタンダードが受理した事業所。

「登録組織」においては、《登録証》記載の事業所と、登録後に《登録事項変更届》を出された場合は、ARMS が受理した事業所。

Chapter 3. 規則の遵守

「申請者」、「登録組織」及びアームスタンダードは、本規則に規定された要求事項に常に適合し、誠実に遵守しなければならない。

本規則にない事項及び疑義については、申請者又は登録組織、及びアームスタンダードが協議して決定する。

尚、「MIERS」サービスの利用に関しては MIERS 利用規約を遵守することとする。

Chapter 4. 認証に関する情報の提供

アームスタンダードは、以下の文書を常に最新の状態に維持し、「申請者」及び「登録組織」に提供しなければならない。

- ◆ 《ARMS 審査登録規則》

「申請者」、「登録組織」、及びアームスタンダードの権利及び義務、並びに審査登録のための要求事項を記述した本規則

Chapter 5. 申請及び審査準備

5.1 申請

5.1.1 申請

「申請者」は、申請に際し、アームスタンダード指定の《マネジメントシステム審査申込書》に希望の認証対象範囲、及び以下を含むその他必要事項を記入し、法人として明確に位置づけられている組織の権限のある申請者の代表が署名又は押印した《マネジメントシステム審査申込書》をアームスタンダードに提出しなければならない。

- a) 認証に関する要求事項を遵守すること。
- b) 「申請者」の評価に必要なすべての情報・文書（紙又は電子媒体）を提供する旨の、「申請者」の同意

5.1.2 申請受理

- (1) アームスタンダードは、申請受理に際し、「申請者」への認証業務の提供に関し、法的な拘束力のある＜審査登録契約書＞を締結する。また、「申請者」が複数サイト認証を希望する場合、「申請者」は、認証を授与し、登録証を発行するアームスタンダードと、認証範囲に含まれる本部、及び各事業所との間で、＜審査登録契約書＞を締結しなければならない。

注 1) 「申請者」が複数サイト認証を希望する場合、以下の基準に該当すること。

- a) 全てのサイト（複数サイト認証の認証範囲に含まれる本部及び各事業所）で提供している製品／サービスは、実質的に同一の種類であり、基本的に同一の方法及び手順に従って生産／実施されていること。
- b) 本部及び各事業所は、共通のマネジメントシステムに基づいて運営管理していること。

（含：本部及び各事業所について、内部監査プログラム及びマネジメントレビューの対象としており、どの事業所においても本部が是正処置を実施する権利を有し、情報セキュリティマネジメントシステムについては是正処置の手順が本部、及び各事業所に適用されること。該当する場合、このことを希望認証範囲に含まれる本部と各事業所の間の契約に規定していること。）

- c) 注 2) 組織の電子媒体対応審査、及び/又は電子技法を利用した遠隔審査を希望される場合、審査の有効性、効率、審査プロセスの完全性を考慮した上で、電子媒体を利用した審査が可能かどうかについて、受審組織と事前に調整します。

- (2) アームスタンダードは、《マネジメントシステム審査申込書》に記載された内容及び申請認証範囲を検討し、申請の受理の可否を決定し、その結果を「申請者」に通知しなければならない。

- (3) アームスタンダードは、契約の一環として、審査工数及び工数算出における増加、削減の正当性を「申請者」及び「登録組織」に通知する。

5.1.3 「申請者」の提出文書

- (1) 「申請者」は、以下のとおり審査に関連する「申請者」の評価に必要な「申請者」の適用規格の要求事項をカバーするマネジメントシステム文書（最新版：紙又は電子媒体）をアームスタンダードに提出しなければならない。

また、提出された文書及び記録については、当該審査登録の目的のみに使用することとし、複写または電子媒体化できるものとする。

【品質】

- a) QMS の適用範囲を文書化した情報
- b) 品質方針
- c) 品質目標に関する文書化した情報
- d) その他、QMS の有効性のために必要であると組織が決定した文書化した情報（例：品質マニュアル）

【情報セキュリティ】

- a) 情報セキュリティ方針及び目的が書かれた文書（例：ISMS マニュアル）
 - b) ISMS の適用範囲、ISMS を支えている手順及び管理策が書かれた文書
 - c) リスクアセスメントの方法及び結果報告が書かれた文書
 - d) リスク対応計画が書かれた文書
 - e) 情報セキュリティのプロセスを有効に計画、運用及び管理することを確実にするために、また管理策の有効性をどう測定するかを記述するために、組織が必要と判断した文書（ISMS マニュアルに引用され、作成された文書）
 - f) 適用宣言書
- (2) 「申請者」は、申請事項に変更が生じた場合、アームスタンダード指定の《登録事項変更届》によりアームスタンダードに変更を申し出なければならない。

5.2 「申請者」の審査準備

- (1) 「申請者」は、適用規格に適合するようにマネジメントシステムを構築し、かつ、アームスタンダードが「申請者」先において現地審査を実施する前に、以下の事項を含むマネジメントシステム運用の実績がなければならない。また、情報セキュリティマネジメントシステム認証の申請の場合、全てのサイトにおいて内部セキュリティレビューの手順に従った監査実績が必要となる。

マネジメントシステムの文書化

- a) マネジメントレビューの実施の記録
- b) 組織(又は、複数サイト認証の希望認証範囲に含まれる本部及び各事業所)のマネジメントシステム全体に対する内部監査計画の立案、実施及び結果の評価記録
- c) 是正処置及び予防処置の実施及び評価記録
- d) 苦情の記録(該当する場合)等

- (2) 複数サイト認証については、「申請者」の本部及び各事業所において同時に審査を受ける準備ができていない場合、《登録証》に含めたい事業所をアームスタンダードに事前に連絡しなければならない。

- (3) 「申請者」は、初回認証を目的としたすべてのプロセス、領域、記録及び要員へのアクセス並びに文書の調査のための用意を含む審査を実施するために必要となるあらゆる手配を行うこと。

5.3 現地審査前の通知

5.3.1 審査チームの編成

- (1) アームスタンダードは、審査の実施に必要な事前の準備を行わなければならない。アームスタンダードは、適格な審査チームを編成し、十分な予告期間において審査チームのメンバーに関する情報を申請者に通知し、同意を得なければならない。
- (2) 「申請者」は、審査チームのメンバーについて、チーム編成通知時にアームスタンダードに忌避申立てをすることができる。但し、この忌避は、正当な理由がなければならない。

5.3.2 審査計画

アームスタンダードは、審査チームが実施すべき業務を明確に定め、《審査計画書》に審査計画及び審査日を記載して「申請者」に通知し、同意を得た後、審査を実施しなければならない。

5.4 審査チームが実施する業務内容

- a) マネジメントシステムに関連する受審組織の構成、方針、プロセス、手順、記録及び関連する文書を調査し、検証する。
- b) 対象となる認証範囲に関連する、すべての要求事項を満たしているかについて決定する。
- c) 受審組織のマネジメントシステムに対する信頼の基礎となるプロセス及び手順が、有効に確立、実施及び維持されているかについて決定する。
- d) 受審組織の方針、該当するマネジメントシステム規格の主旨に沿った目的及び目標と結果との間にみられるいかなる不一致についても、それに対して行動がとられるよう、受審組織に伝える。
- e) 上記の決定に先立ち、審査チームは以下を行わなければならない。

- i) 審査証拠となるように、現地審査中に面談、プロセス及び活動の観察、文書及び記録のレビューを含む方法で情報を入手し、検証する。
 - ii) 入手した審査証拠が、審査目的が達成できないことを示している（例えば、審査に関連した場所、部署への審査チームの立ち入りができない等により、審査の目的を達成できない場合）か、又は緊急で重大なリスク（例えば、安全上のリスク）の存在を示唆している場合、審査チームリーダーは、これを受審組織に報告する。また、可能であれば、適切な処置（審査計画の再確認若しくは修正、審査目的若しくは審査範囲の変更、又は審査の打ち切りを含む）を決定するために ASR に報告する。
 - iii) 現地審査活動の進捗に伴って審査範囲の変更の必要性が明らかとなった場合、審査チームリーダーは、この必要性について受審組織を交えて検討する。
 - iv) 不適合はシステムの欠陥が特定できた場合、又は製品及びサービスに適用がある法令・規制要求事項についての直接的違反があったことが特定できた場合に発行すべきであるが、認証範囲の製品及びサービスに適用がない法令要求事項（例：衛生健康、環境等）への不遵守を見出した時点でも、審査チームは受信組織にそのような不遵守を遅滞なく報告すること。
- f) 全面的に電子媒体化されたマネジメントシステム、または文書化した情報の電子媒体化の程度が高いマネジメントシステムを審査する場合は、審査チームは受信組織との間で、以下の点を考慮しつつ審査員が電子文書化した情報システムにアクセスする方法について合意しておく。
- i) 審査チームメンバーが受審組織の電子文書化した情報システムに慣れるための機会を与えること。（審査計画にその説明のための時間を十分に取ることを含む）
 - ii) 受審組織の IT インフラ利用に関する受審組織の方針
 - iii) アクセス方法に関する解説書、及びアクセスのために必要なセキュリティ解除方法、関係がある組織文書及び記録
 - iv) 審査期間中及びその後、審査員が、電子文書及び記録の機密を保持することを確実にするための安全対策及びプロセス

5.5 「申請者」及び「登録組織」の審査時の遵守事項

- (1) 「申請者」及び「登録組織」は、審査のために必要な以下の手配を行わなければならない。
 - a) アームスタンダード審査チームとの面接のための用意（含：審査前会議及び審査後会議への出席）
 - b) 当該審査に関連した場所、部署へのアームスタンダードの審査チームの立ち入り
 - c) 内部監査及びマネジメントレビューの報告書を含む記録の提示、
 - d) 情報セキュリティに関する独立したレビューの報告書へのアクセスのための必要な手配（ISMS）
 - e) 必要な場合、安全指導及び安全用具の提供
- (2) 「登録組織」に対する定期審査、再認証審査、変更審査及び苦情の解決を目的とした領域、記録及び要員へのアクセス並びに文書の調査のための用意を含む臨時審査を実施するために必要な手配を行わなければならない。
- (3) 「申請者」及び「登録組織」は、故意に虚偽の説明を行ってはならない。故意に虚偽の説明

を行うことには、意図して真実と異なる情報を提供すること、又は、意図して真実の情報があるにも関わらず求めに応じず情報の提供を行わないことを含む。ASR は、故意に虚偽の説明がされた可能性を検出した場合、臨時審査を含む調査の実施、是正指示、認証の一時停止又は取り消し、情報の公開など必要な処置を講じるものとする。

(4) 「申請者」及び「登録組織」は、審査の録音・録画をすることはできない。

5.6 オブザーバ・案内役及び審査の立会い時の遵守事項

(1) アームスタンダードの審査チームが実施する審査に、認定機関の認定審査チームがオブザーバとして立会うことを要請された場合には、「申請者」及び「登録組織」は、認定審査チームが当該組織の事務所及び関連サイトに立ち入ることを受け入れること。

(認定機関 (ISMS-AC 等) による立会審査 等が含まれる)

(2) アームスタンダードの審査チームが実施する審査に、アームスタンダードの検証員審査チーム又は訓練中の審査員がオブザーバとして立ち会うことを要請された場合には、「申請者」及び「登録組織」は、アームスタンダードの審査員が当該組織の事務所及び関連サイトに立ち入ることを受け入れること。

※ アームスタンダードは、アームスタンダードの審査要員が一貫して信頼できる審査業務を遂行するために、審査員の力量を現地で検証する「検証審査」を行う。「検証審査」とは、申請者や登録組織を審査するのではなく、アームスタンダードの審査要員を検証する目的で、現地審査に立ち会う。

(3) アームスタンダードは、審査活動におけるオブザーバの同席及び理由について、審査の実施に先立って、受審組織に通知し、合意を得ること。なお、審査チームは、オブザーバが審査のプロセス又は審査結果に影響を与えず、また、妨害とならないことを確実にすること。

(4) 各審査員は、審査チームリーダーと受審組織との間で他に合意がある場合を除いて、案内役を同行すること。審査を円滑に進めるために、審査チームに案内役が割り当てられるが、審査チームは、案内役が審査プロセス又は審査の結果に影響を与えず、また、妨害とならないことを確実にすること。

(5) 認定機関がマーケットサーベイランス訪問を行う場合、認定機関の認定審査チームが当該組織の事務所及び関連サイトに立ち入り、当該組織のマネジメントシステムを確認することを受け入れること。

(6) 受審組織はコンサルタントを審査に同席させることができる。但し、テレビ会議、電話会議、Web 会議等を利用して審査に立ち会うことは出来ない。

(7) コンサルタントはオブザーバと同様、審査プロセスや審査の結果に影響を与えたり干渉したりすることはできない。審査チームは、その審査においてコンサルタントが同席する場合は、審査前会議にて、コンサルタントが審査のプロセス又は審査結果に影響を与えず、また、妨害とならないよう行動することを明確にする。

5.7 「申請者」及び「登録組織」の報告事項

(1) 「申請者」又は「登録組織」は、《マネジメントシステム審査申込書》《登録事項変更届》等所定の文書をアームスタンダードに提出する際、該当する項目を記載することで必要な情報を提供しなければならない。

(2) 申請から認証において、「申請者」は、製品・サービス又は業務遂行に関して法令・基

準を逸脱しており、利害関係者に届出・報告しなければならない事実が明らかになった場合、その事実をアームスタンダードへ速やかに報告しなければならない。

- (3) 「登録組織」は、認証の要求事項を遵守し、アームスタンダード及び/又は認証システムの評判を落とし、社会的信用を失墜させる方法でその認証を使用してはならない。万一製品・サービス又は業務遂行に関して法令・基準を逸脱し、利害関係者に届出・報告しなければならない事実が明らかになった場合、「登録組織」は、その事実をアームスタンダードへ速やかに報告しなければならない。
- (4) 上記(1)～(3)の報告事項に関し、意図して必要な情報の提供、報告を行わない場合、又は、意図して真実と異なる報告を行った場合、アームスタンダードは、是正指示、臨時審査を含む調査の実施、認証の一時停止又は取り消し、情報の公開など、必要な処置を講じるものとする。

Chapter 6. 初回審査【品質マネジメントシステム】

6.1 ステージ1 審査（文書審査及び現地審査）

- (1) アームスタンダードの審査は、品質マネジメントシステム審査（ステージ1）の手順に従って実施される。
- (2) 審査チームは、申請認証範囲に含まれる受審者の品質マネジメントシステムを、適用する認証の要求事項を基準として審査しなければならない。

* I) 複数サイトの場合

「申請者」が複数サイト組織に関する以下の基準を満たしていない場合、ASRは審査プロセスを進めることはできない。又、この基準に関する不適合が審査中に発見された場合、《登録証》は発行されない。

- a) 複数サイト組織の定義を満たす組織であること。（Chapter 1（2）参照）
- b) 複数サイト組織としての運用管理を行っていること。
（5.1.2（1）、5.2（1）参照）
- c) 「申請者」は、中央事務所を含む全てのサイトから該当データを収集し、分析する能力、及び必要があれば組織変更を行う権限と能力があり、組織全体が適用規格の要求事項及び関連する法規制を満たしていることを実証できること。

6.2 ステージ2 審査（現地審査）

- (1) アームスタンダードの現地審査は、品質マネジメントシステム審査（ステージ2）の手順に従って実施される。
- (2) 審査チームは、申請認証範囲内において受審組織の品質マネジメントシステムを、適用する認証の要求事項を基準として審査しなければならない。

6.3 審査報告書

アームスタンダードは、審査の結果を報告書にまとめ、受審組織に報告する。
この報告には、現地審査において検出された不適合の明確な記述、及び不適合に対して受審組織から提出された是正処置の確認とその評価を含まなければならない。

Chapter 7. 初回審査【品質/情報セキュリティ】

7.1 初回ステージ 1 審査（文書審査及び現地審査）

アームスタンダードのステージ 1 審査は、情報セキュリティマネジメントシステム審査（ステージ 1）の手順に従って実施される。

7.2 初回ステージ 2 審査（現地審査）

- (1) アームスタンダードのステージ 2 審査は、情報セキュリティマネジメントシステム審査（ステージ 2）の手順に従って実施される。
- (2) 審査チームは、申請認証範囲内において受審組織の情報セキュリティマネジメントシステムを、適用する認証の要求事項を基準として審査しなければならない。

7.3 審査報告書

アームスタンダードは、審査の結果を報告書にまとめ、受審組織に報告する。

この報告には、現地審査において検出された不適合の明確な記述、及び不適合に対して受審組織から提出された是正処置の確認とその評価を含まなければならない。

Chapter 8. 指摘事項の分類及び是正処置【情報セキュリティ】

8.1 指摘事項の分類

指摘事項とは以下のような状況をいい、その程度又は性質に応じて以下に分類される。

(1) 重大な不適合

意図した結果を達成するマネジメントシステムの能力に影響を与える不適合

- a) 効果的なプロセス管理が行われているか、又は製品若しくはサービスが規格要求事項を満たしているかについて、重大な疑いがある。
- b) 同一の要求事項又は問題に関連する軽微な不適合が幾つかあり、それらがシステムの結果であることが実証され、その結果重大な不適合となるもの。

(2) 軽微な不適合

意図した結果を達成するマネジメントシステムの能力に影響を与えない不適合

(3) その他の不適合

上記に該当しない、当該マネジメントシステム以外に相当する不適合

（「ArmS0-2 ARMS 審査登録規則」違反等）

(3) 観察事項

現時点では規格の要求事項に適合しているが、放置しておくと短期又は中期の内に、規格の要求事項を満たすことができなくなる危険性があるもの。

(4) 改善の機会

組織が審査規格の要求事項や基準以上の運用をしている場合、マネジメントシステムのパフォーマンスを向上する為に、組織の効果的な運用の視点において改善の余地がある状況を指摘し、組織のマネジメントシステムを改善する可能性を提供するもの。

(5) 充実点(ポジティブポイント)

組織が審査規格の要求事項以上の運用をしている、又はパフォーマンス、方法、テクニックに際立った側面があると評価するもの。

8.2 是正処置

- (1) 8.1 の不適合がある場合、アームスタンダードは、受審組織に修正及び是正処置を実施するように要求する。受審組織は、実施した是正処置、又はある一定の期間内に実施を計画している処置について書面によりアームスタンダードに回答をする。

(2) 重大な不適合及び審査チームリーダーが再訪問を必要と判断した軽微な不適合がある場合、受審組織はアームスタンダードの再訪問による是正処置の検証を受けること。

*** 複数サイト組織の場合**

あるサイトで不適合が発見された場合、受審組織は認証対象組織から不適合が検出したサイトの除外を求めることはできないし、影響のある全てのサイトについて満足な是正処置を完了させること。

(3) 初回審査のステージ2審査の最終日から6ヶ月以内に、審査チームが、重大な不適合の修正及び是正処置の実施を検証することができない場合は、認証の推薦を行う前に、再度、ステージ2審査を実施しなければならない。

(4) 認証の決定、及び再認証の決定に先立って、重大な不適合及び軽微な不適合及びその他の不適合については、修正及び是正処置の有効性の検証が行われていなければならない。

Chapter 9. 認証の授与

9.1 認証の決定

(1) アームスタンダードは、認証の決定の根拠となる十分な客観的証拠を評価し、初回審査の結果に基づき、認証判定会議の審議を経て認証可否の決定を行い、その結果を「申請者」に通知しなければならない。

(2) 認証可と決定する場合は、本規則 8.1 項の指摘された全ての不適合が是正され、本規則 8.2 項の通りアームスタンダードによりその是正処置が検証されていなければならない。

(3) アームスタンダードは、「申請者」を「登録組織」としてアームスタンダードの登録組織リストに登録し、《登録証》を発行しなければならない。

(4) 認証不可と決定した場合は、その決定と根拠を「申請者」に通知しなければならない。

9.2 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証の決定日（又は再認証の決定日）から継続する3年間とし、これを更新して継続しようとする「登録組織」は、再認証審査を受け、認証の有効期間満了前までに、認証判定会議において再認証「可」の決定を受けなければならない。尚、《登録証》の有効期限は、「登録組織」が認証の要求事項に適合して維持されていることを条件とする。

9.3 認証の表明・引用

「登録組織」は、認証について表明する場合、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 「登録組織」は、インターネット、パンフレット又は広告、封筒、名刺、若しくは他の文書等のコミュニケーション媒体に認証されていることを表明できるが、《登録証》、マーク又はシンボル、報告書及びそれらの一部分であっても、誤解を招くような方法では使用してはならないし、他者による表明も許してはならない。

(2) マネジメントシステムが、適用規格に適合していることを示すためだけに認証を使用し、アームスタンダードにより製品（サービスを含む）又はプロセスをアームスタンダードが認証したと受け取られる方法で、マネジメントシステム認証を引用してはならない。

(3) 「登録組織」は、認証されたマネジメントシステムについての表明を、製品の包装又は附帯情報に使用する場合、この表明は、製品、プロセス又はサービスが認証されていると受け止められるものであってはならない。表明する場合、以下の事項の引用を含むこと。

a) 登録組織の特定（例えば、ブランド、名称）

- b) マネジメントシステムの種類及び適用規格
- c) 認証機関（アームスタンダード（株）の名称）

(4) 認証について表明する場合、登録の対象となっている活動についてだけ認証されていることを表明し、認証範囲外の活動について、認証されていると表明してはならない。

(5) アームスタンダード及び/又は認証システムの評価を損ない、又は社会的信用を失墜させる方法で認証を用いてはならない。

9.4 「登録マーク」（アームスタンダード）、「認定シンボル」（ISMS-AC）及び、《登録証》の使用条件

- (1) 「登録組織」は、認証の範囲外において、「登録マーク」「認定シンボル」を使用してはならない。
- (2) 本規則の付属書1の条件を遵守し、誤解を招くような方法で認証を用いてはならない
- (3) 《登録証》の所有権は、アームスタンダードに帰属するものとする。
- (4) 《登録証》の発行に際し、「登録組織」の認証範囲の全てが認定機関によるアームスタンダードの認定範囲に該当する場合、アームスタンダードは、《登録証》に「認定シンボル」を付すものとする。

9.5 審査報告書の使用条件

「登録組織」は、顧客等から要求があれば、《審査報告書》のコピーを提供してもよい。但し、コピーした《審査報告書》の誤用や乱用を防ぐために、以下の事項を遵守すること。

- (1) 《審査報告書》の著作権は、アームスタンダードに帰属するものとする。
- (2) 「登録組織」は、《審査報告書》を、登録されていることの証明文書として使用してはならない。
- (3) 「登録組織」は、《審査報告書》のコピーを提供する場合、審査報告書番号毎の全文のコピーを提供すること。
- (4) 「登録組織」は、《審査報告書》のコピーが「写し」であることを明確にすると共に、提出先を明確にしておかなければならない。
- (5) 「登録組織」は、《審査報告書》のコピーを適切に取り扱うよう、提供先に伝えなければならない。

9.6 認証の不適切な表明に対する処置

- (1) 「登録組織」が、宣伝、カタログなどにおける、認証システムについての不正確な言及、又は《登録証》、「登録マーク」「認定シンボル」及び《審査報告書》の誤解を招くような使用をした場合、アームスタンダードは、相応の処置（含：修正及び是正処置の要請、認証の一時停止又は認証の取消し、違反の公表、及び必要に応じて他の法的処置）を講じ、その記録をとらなければならない。
- (2) 「登録組織」は、認証に関する不正確な言及及び誤解を招くような認証情報の利用がないよう、不適合を特定し、速やかに適切な修正、及び是正処置を講じ、その記録をとる仕組みを確立し、日常の監視を徹底しなければならない。

9.7 認証の公表

アームスタンダードは、「登録組織」をアームスタンダードの登録組織として公の閲覧に応じられるよう《登録組織リスト》に登録する。

アームスタンダードは、以下の認証に関する情報（授与、一時停止、又は取消しされた認証についての情報）は、要請に応じて公開する。又、要請があればアームスタンダードの

事務所において閲覧に供しなければならない。

- | | |
|------------|-----------------------|
| a) 登録番号 | b) 適用規格 |
| c) 認証範囲 | d) 登録組織及び関連事業所の名称、所在地 |
| e) 初回認証日 | f) 登録証の改訂日 |
| g) 認証の有効期限 | h) 一時停止又は取消しの情報 |

「アームスタンダードは、要請に応じて、認証の状態に関する情報(名称、関連規準文書、認証範囲、地理的所在地及び認証の状態)を提供する。アームスタンダードは、「登録組織」による自主的な認証の辞退の場合を除き、認証の一時停止及び取消しの情報を、アームスタンダードのホームページ上に、一時停止の場合はその停止期間公開し、取消しの場合は取消しの決定日より3ヶ月間公開する。但し、「登録組織」による要請があり、且つ、セキュリティ上の理由等の正当な理由がある場合、「登録組織」の認証状態に関して一部情報提供の制限(例えば、事業所の所在地)をすることができる。」

また、アームスタンダードはIAFデータベースに「登録組織」の情報をアップロードする。但し、下記に当てはまる場合、IAFデータベースのユーザーに表示されない「機密」とすることができる。i) 認証された「登録組織」が、国家安全保障に関連する活動について認証されている場合。ii) 認証活動の所在地、又は適用範囲の公表が、顧客、その従業員又は認証された「登録組織」の顧客に対して重大な安全上のリスクをもたらす可能性が合理的に考えられる場合。iii) 政府又は規制による要求事項により、情報を機密として扱う要求がある場合。

9.8 認証事項変更の通知

- (1) 「登録組織」が、適用規格の要求事項を継続的に満たすマネジメントシステムの能力に影響を与える可能性のある以下を含む変更事項に関して、認証事項の変更を行う場合、「登録組織」は、アームスタンダード指定の《登録事項変更届》によりアームスタンダードに遅滞なく変更を通知しなければならない。

- a) 法律上、商業上、組織上の地位又は所有権
- b) 組織及び経営層(例えば、重要な管理層、意思決定、又は専門業務に携わる要員)
- c) 連絡先及び事業所
- d) 認証されたマネジメントシステムに基づく活動の範囲
- e) マネジメントシステム及びプロセスの重大な変更

- (2) 複数サイトの「登録組織」においていずれかのサイトに閉鎖がある場合、その情報をアームスタンダードに速やかに通知しなければならない。この通知がない場合、アームスタンダードは《登録証》の誤用とみなす。

- (3) 「登録組織」において、サイトの追加、住所の変更、認証範囲の製品、サービス、活動に変更がある場合、その情報を速やかにアームスタンダードに通知しなければならない。この通知がなく、審査当日にこれら変更が判明した場合、アームスタンダードは当該審査の計画の有効性を評価し、必要な処置(臨時審査の追加等)を決定する。

Chapter 10. 認証の維持及び再認証

10.1 一般

- (1) 「登録組織」及びアームスタンダードは、定期審査、再認証審査、臨時審査、及び変更審査において、本規則の規定に準じて認証業務に対応しなければならない。

- (2) 「登録組織」は、定期審査、再認証及び苦情解決を目的としたすべてのプロセス、領域、記録及び要員へのアクセス並びに文書の調査のための用意を含む審査を実施するために必要となるあらゆる手配を行うこと。
- (3) 「登録組織」は、アームスタンダードから《登録証》を新たに発行された場合、或いは、認証が取消しになった場合、「登録組織」は、旧《登録証》をアームスタンダードに返却しなければならない。

10.2 定期審査を含むサーベイランス活動

- (1) 「登録組織」は、再認証の年以外は少なくとも暦年に1回、定期審査を受けなければならない。初回認証に続く最初の定期審査の期日は、認証を決定した日から12ヶ月を超えてはならない。
- (2) アームスタンダードは、「登録組織」のマネジメントシステムが適用規格に適合し、継続して有効に運用され、かつ、本規則が確実に遵守されていることを検証するため、現地において定期審査を実施しなければならない。
- (3) アームスタンダードは、苦情を含む外部から提供された情報、「登録組織」からの報告、報道された情報等により、マネジメントシステムの認証の適切性、並びに、アームスタンダード及び/又は認証システムの評判の失墜に影響を及ぼす可能性を評価し、必要に応じて、「登録組織」への文書化した情報の提供の要請及び臨時審査を含む調査の実施を行う。

10.3 再認証審査

10.3.1 認証の更新

「登録組織」は、認証の更新を希望する場合、再認証審査を受けなければならない。

- (1) アームスタンダードは、認証の適用範囲に対する継続的な関連性及び適用可能性を確認し、認証の有効期間を通じて、マネジメントシステム全体として、「登録組織」のマネジメントシステムが適用規格に適合し、包括的に、かつ継続して有効に運用され、かつ、本規則が確実に遵守されていることを検証するため、再認証審査を実施しなければならない。

再認証審査の現地審査は、登録有効期限を起算日として原則2ヶ月より前の日程で実施する。

ただし、認証の有効期限前に再認証審査を完了できず、認証が失効する可能性について「登録組織」が事前に同意している場合は、2ヶ月より後の日程で再認証審査の現地審査を実施することができる。

- (2) アームスタンダードは、再認証審査を実施し、認証の有効期限までに認証判定会議で認証の更新「可」が決定された「登録組織」について認証を更新する。
- (3) 3年間の認証の周期は、認証の決定から始まり、それに続く周期は再認証の決定から始まる。

再認証活動が、現在の認証の有効期限前に成功裏に完了した場合、新しい認証の有効期限は、現在の有効期限に基づくが、新しい《登録証》の発行日は、認証判定会議で再認証を決定した日となる。

- (4) アームスタンダードは、認証判定会議により認証の更新を決定した場合、新たな《登録証》を発行しなければならない。
- (5) 「登録組織」の申し出により認証の有効期限の6ヶ月以上前に再認証審査を実施する場

合、前倒再認証審査として取り扱う。前倒再認証審査案件の認証有効期間の起点は、原則として認証判定会議で再認証を決定した日となる。

- (6) 認証の有効期限の 6 か月以内に再認証審査を実施する場合であっても、「登録組織」が前倒再認証審査を希望する場合、当該再認証審査を前倒再認証審査として取り扱う。この場合の認証有効期間の起点は、原則として認証判定会議で再認証を決定した日となる。
- (7) 認証の有効期限前に、再認証審査を完了しなかった場合、又は、アームスタンダードが、不適合の修正及び是正処置の実施を 3 ヶ月経ても検証することができない場合、再認証の推薦及び認証の有効期限を延長しない。アームスタンダードは、認証の失効を「登録組織」に通知する。

10.3.2 認証の辞退

「登録組織」が登録の更新を希望する意志がない場合、その旨を認証有効期限満了の 3 ヶ月前までに文書でアームスタンダードに届け出なければならない。

10.4 臨時審査

- (1) 「登録組織」は以下の場合、短期の予告で、又は予告なしに、臨時審査を受けなければならない。
- a) 苦情の調査、5.5 項(3)、5.7 項(4)及び、12.2 項 d) ①、②、③の情報の分析結果により、アームスタンダードが臨時の審査を必要と判断した場合
 - b) 本規則 12.2 項に示す認証の一時停止を受けた組織へのフォローアップを行う場合
- (2) 不適合に対する是正処置の有効性を検証するために、アームスタンダードの審査員が「登録組織」を訪問し、フォローアップを行う場合、アームスタンダードは臨時審査を行う。
- (3) 臨時審査により費用が発生する場合、アームスタンダードは、事前に「登録組織」に通知し同意を得る。

10.5 変更審査

- (1) アームスタンダードは「登録組織」から本規則 9.8 項の《登録事項変更届》の届出の変更内容により変更審査が必要と判断した場合、審査を実施しなければならない。なお、変更審査は、短期の予告で実施する場合がある。
- (2) 認証判定会議が認証事項の変更を決定した場合、《登録証》は新たに発行されるが、《登録証》の有効期間は変更しないものとする。
- (3) 変更審査により費用が発生する場合、アームスタンダードは、事前に「登録組織」に通知し同意を得る。

10.6 移行審査

- (1) アームスタンダードは、認証規格の要求事項が改訂された場合、旧版から新版への移行にあたり、「登録組織」のマネジメントシステムが新版の適用規格に適合し、継続して有効に運用され、かつ、本規則が確実に遵守されていることを検証するため、現地において移行審査を実施しなければならない。
- (2) 移行審査により費用が発生する場合、アームスタンダードは、事前に「登録組織」に通知し同意を得る。

10.7 移転調査

- (1) 「申請者」が他認証機関からアームスタンダードに認証移転を希望する場合、アームスタ

ンダードは「申請者」のマネジメントシステムが、認証の要求事項に包括的に適合し、IAF MLA 加盟メンバーの認定機関（QMS/EMS/ISMS）により認定された有効な認証であることを文書レビューにより検証しなければならない。

(2) 文書レビューの結果、認証の有効性に現地確認が必要と判断された場合、また、発行元認証機関との連絡により認証の有効性の確認が取れない場合は審査チームを編成し現地訪問を行う。

(3) アームスタンダードは、移転調査の結果に基づき、認証判定会議の審議を経て認証移転可の決定がされた場合、「申請者」を「登録組織」としてアームスタンダードの登録組織リストに登録し、原則として移転前の認証範囲及び有効期限を引き継いだ《登録証》を発行しなければならない。

10.8 認証の維持、及び再認証の決定

アームスタンダードは、認証判定会議の審議により「登録組織」の登録維持（定期・再認証）、及び登録の変更（含：認証範囲の拡大・縮小）の決定を行い、その結果を「登録組織」に通知しなければならない。

Chapter 11. ICT の利用

定義に関しては、Chapter 1. (6), (7) を参照。

11.1 ICT の利用例

認証審査における ICT の利用例には以下を含みうるが、これらに限定されない。

- a) 映像及びデータ共有を含む、遠隔会議設備（Web 会議システム、テレビ会議システム等）を用いた会議
- b) 同期（リアルタイム）または非同期（該当する場合）のいずれかの遠隔アクセスによる、文書および記録の審査
- c) 静止画、動画又は音声の録画・録音を用いて情報と証拠を記録
- d) 遠隔地又は潜在的に危険な場所への視覚的/聴覚的アクセスの提供

11.2 ICT を用いる審査の種類

(1) 現地審査

ドローン、監視カメラ、審査のために意図的に撮影されたビデオ録画など ICT が審査の過程で使用され、審査を受ける組織（受審組織）の場所にて行われる審査。ICT の利用は必須ではなく、ICT を使わない場合もある。

(2) 遠隔審査

対面による審査が可能でないか又は望まれない場合に、情報収集、審査を受ける人々へのインタビューなどのために ICT を用いて実施する。距離とは無関係に、審査を受ける組織（受審組織）の場所以外のあらゆる場所で行われる審査。

(3) 仮想審査

審査を受ける組織（受審組織）の人々が物理的場所にかかわらずオンライン環境（例えば、企業のイントラネット、コンピューティングクラウド等）を利用し、受審組織の場所以外で業務を実行している場合、その受審組織の人々及び業務に対し行われる審査。受審組織の在宅勤務者、リモートワークを行う人々に対する審査が含まれる。

(4) その他： 上記 (1), (2), (3) の組み合わせ

11.3 ICT を用いる際の要件

- (1) 審査の有効性、効率、審査プロセスの完全性を考慮した上で、ICT を利用した審査が可能かどうかについて、アームスタンダードと受審組織との間で事前に調整する。
 - a) 受審組織は、審査を受ける際 ICT を使う可能性がある場合、申請時及びアームスタンダードによる状況確認時に、その可能性を開示することが望まれる。
 - b) 受審組織とアームスタンダードは、提案された ICT の利用を支援するために必要なインフラ（力量を含む）を備えていることの確認を行う。
 - c) ICT の利用の提案者は、ICT の利用を確実にすることが望まれる。
- (2) 審査をする前に、審査にて使用する ICT をアームスタンダード及び受審組織が相互に確認し、ICT の利用に関して合意をする必要がある。
- (3) アームスタンダードが組織の場所以外から ICT を用いて審査（情報収集、インタビューなどを含む）を行う場合、審査を実施する前に ICT の動作確認を、アームスタンダードと受審組織がお互いに協力して、行う必要がある。
- (4) ICT を用いることでインシデントが生じた場合、または/及び ICT を用いることで審査の目的が達成できないことが明らかになった場合、アームスタンダードは、受審組織と状況をレビューし、審査の中断、再スケジュール、又は継続のいずれが望ましいか、について合意を得る。

Chapter 12. 失効、認証の一時停止、取消し及び範囲の縮小

12.1 認証の一時停止

- (1) アームスタンダードは、以下のような事態が発生した場合、認証判定会議の決定に基づき、「登録組織」の認証を一定期間、（最長 6 ヶ月間）停止することができる。
 - a) 定期審査又は変更審査において、認証機関が不適合の修正及び是正処置の実施を 3 ヶ月以内に検証することができなかった場合
 - b) 「登録組織」が、要求された頻度での定期審査又は再認証審査の実施を受け入れない場合（9.2 項及び 9.3 項 参照）
 - c) 「登録組織」が、《登録証》、「登録マーク」「認定シンボル」及び《審査報告書》の使用条件を逸脱し、アームスタンダードの是正処置要求に対して理由なく対応を取らなかった場合
 - d) 以下の情報の分析により臨時審査（9.4 項 参照）を行った結果、その事実が判明し、適切に是正処置が取られるまで一時停止が適切であるとアームスタンダードが決定した場合
 - ① 製品、サービス又は業務遂行に関して、法令・基準を逸脱しており、利害関係者に報告・届出もしていない。
 - ② 審査時における虚偽の説明（データ改ざんを含む）があった。
 - ③ アームスタンダードに持ち込まれた苦情、内部告発、及びその他の情報から、「登録組織」の情報セキュリティマネジメントシステムが有効に機能していない状況である。
 - e) 上記 d) ① ② ③ の情報により臨時審査を申し入れたが「登録組織」が正当な理由なく受け入れない場合
 - f) 「登録組織」のマネジメントシステムが、その有効性に関する要求事項を含む認証の要求事項に対し、常態化した不適合又は重大な不適合があり、アームスタンダードの是正要求に対して理由なく対応を取らなかった場合

- g) 認証された「登録組織」が、天災等の非常事態／特殊な状況の影響により、一時停止を要請した場合（10.10 項 参照）
- (2) 一時停止の場合、組織のマネジメントシステム認証は一時的に無効になる。一時停止の期間は認証判定会議で決定され、その期間は最長 6 ヶ月間（認証判定会議で一時停止の処置が決定された日から、一時停止後の復帰が決定された日まで）である。この期間を過ぎた場合、認証の取消し又は認証範囲の縮小となる。但し、災害等の特別な場合、アームスタンダードは認証判定会議の決定に基づき、更に最長 3 ヶ月間一時停止の期間を延長することができる。

12.2 認証の取消し

アームスタンダードは、以下のような事態が発生した場合、認証判定会議の決定に基づき、以下のような事態が発生した場合、「登録組織」の認証を取消すことができる。

- a) アームスタンダードが受理した「登録組織」の公式文書に故意又は重過失の虚偽があることが判明した場合
- b) 失効期間 6 ヶ月経過後、アームスタンダードが「登録組織」に対し申し出たステージ 2 審査を「登録組織」が受け入れなかった場合
- c) 失効期間 6 ヶ月経過後、アームスタンダードが実施するステージ 2 審査において、問題が解決できなかった場合
- d) 一時停止期間内に上記 10.2 項 の一時停止の原因となった問題を、アームスタンダードが設定した一定期間内（最長 6 ヶ月）に解決できない場合
- e) 一時停止期間内にて、「登録組織」からの要因の解決完了申し出を受け、アームスタンダードが実施する臨時審査において、問題の解決が確認又は完了できなかった場合
- f) 「登録組織」が登録維持料金を支払わなかった場合
- g) 「登録組織」が認証範囲のマネジメントシステムを長期に亘り停止する場合
- h) 「登録組織」から文書による正式な登録辞退の申し出があった場合
尚、アームスタンダードは、前回審査の最終日から 1 年を超えない範囲で、辞退の理由に対し適切な「取消日」を決定する。
- i) 「登録組織」が破産又は民事再生手続申請に至った場合、或いは「登録組織」が事業者としての評判を落とし、誠実性を覆すような不正行為の嫌疑で有罪の判決を受けた場合
- j) その他、「登録組織」が本規則の要求事項に対して重大な違反をしたと認められる場合

12.3 一時停止の処置

- (1) 認証の一時停止する場合、アームスタンダードは、「登録組織」にその旨を通知する。
- (2) 「登録組織」は、認証の一時停止を受けた場合、アームスタンダードの指示に従い、認証の更なる宣伝を自制しなければならない。
- (3) アームスタンダードは、認証の一時停止を受けた組織について、アームスタンダードの登録組織リストにその旨を明記するとともに、関係者からの要請があった場合、一時停止であることを適正に回答する。

12.4 一時停止後の復帰の決定

認証の一時停止を受けた組織が、是正処置を実施し、処分の理由が消滅すれば、再登録を

アームスタンダードに要求することができる。アームスタンダードは臨時審査を行い、是正処置の完了を確認し、認証判定会議において復帰の決定を得た後、認証の復帰を行う。

12.5 取消しの処置

- (1) 認証の取消しをする場合、アームスタンダードは、「登録組織」にその旨を通知する。
- (2) 「登録組織」は、認証の取消しを受けた場合、認証を引用しているすべての宣伝・広告、「登録マーク」「認定シンボル」及び《登録証》の使用を中止する。
 - a) ホームページに「登録マーク」「認定シンボル」を使用している場合、「登録マーク」「認定シンボル」部分を削除すること。
 - b) 《登録証》については、アームスタンダードの要求に従い《登録証》を返却しなければならない。(認証の有効期限が切れている場合でも、返却は必要)
 - c) 取消しの場合、取消し時点において、「登録マーク」「認定シンボル」を使用した当該文書等を破棄し、かつ、当該破棄が完了した旨の証明書をアームスタンダードに提出しなければならない。
 - d) アームスタンダードより提供した「清刷」について、認定を取消された登録組織は、清刷を復帰し得ない形で完全に消去すること。また、「清刷」を提供して、印刷物、ホームページ等の作成を依頼した業者に対しても、提供した「清刷」を復帰しえない形で完全に消去又は破棄を要求しなければならない。
- (3) 認証の取消しを受けた組織が、《登録証》の返却を拒否している、又は認証が継続しているがごとく行動している場合、アームスタンダードは法的措置をとることができる。
- (4) アームスタンダードは、認証の取消しを受けた組織については、アームスタンダードの登録組織リストから抹消するとともに、関係者からの要請があった場合、取消しされたことを適正に回答する。

12.6 認証範囲の縮小

アームスタンダードは、以下の場合、認証判定会議の決定に基づき、要求事項に適合しない部分を除外されるように登録組織の認証範囲を縮小することができる。但し、これらの削減は、認証に使用される規格の要求事項に合致すること。

- a) 失効期間 6 ヶ月経過後、アームスタンダードが実施するステージ 2 審査において、問題が解決できなかった場合で、認証範囲を縮小することにより、認証が維持できると判断できる場合
- b) 一時停止期間内に上記 10.2 項 の一時停止の原因となった問題を、アームスタンダードが設定した一定期間内（最長 6 ヶ月）に解決できない場合で、認証範囲を縮小することにより、問題が解決し認証が維持できると判断できる場合
- c) 一時停止期間内にて、「登録組織」から要因の解決完了申し出を受け、アームスタンダードが実施する臨時審査において、問題の解決が確認又は完了できなかった場合で、認証範囲を縮小することにより、問題が解決し認証が維持できると判断できる場合

12.7 非常事態／特殊な状況の管理

(組織の統制を超えた状況で、通常不可抗力又は天災といわれる状況)

- (1) 天災等の非常事態／特殊な状況により、「登録組織」において、予定されていた審査を一時的に受審できない状況が発生した場合、現地審査の延期の申請を行うことができる。
- (2) アームスタンダードは「登録組織」に関する上記の状況の客観的証拠を収集し、当該マ

ネジメントシステムの認証の有効性を考慮して、審査延期の期限(最長、6ヶ月)を決定する。但し、現存の審査サイクルに基づく計画は変更しない。

- (3) COVID-19の非常事態に際しては、国際認定フォーラム（以下、IAFという）の声明及び認定機関の指針に則ることを前提として、可能であれば、すべての要求事項をWeb会議システム等の情報通信技術を利用して遠隔で評価することを認めることとする。また、IAF及び各認定機関より当該非常事態に関する追加の声明や指針が発行された場合は、都度、それに従うものとする。

Chapter 13. 異議申立て及び苦情

13.1 異議申立て

アームスタンダードは、「申請者」、又は「登録組織」、アームスタンダードに持ち込まれる異議申し立て（希望する認証に関するアームスタンダードが行った決定を再考するよう文書で表明すること。）に関し、適切に対処しなければならない。

なお、異議申し立てに関する説明書は、アームスタンダードのホームページに公開する。

13.2 抗議対策委員会又は専門家パネルによる審議及び決定

- (1) 「申請者」、又は「登録組織」は、認証に関するアームスタンダードの決定に対して異議申し立てがある場合、異議申し立ての事由の発生を知り得た日の翌日から 21 営業日以内に、アームスタンダード宛に異議申し立てをしなければならない。
申し立て人は、アームスタンダードの所定の＜異議申し立て書＞にその理由を明記し、必要に応じて関連資料を添えて提出しなければならない。
- (2) アームスタンダードは、異議申し立ての内容を確認し、その内容が異議申し立ての内容が不適合の指摘内容・ランクに関連するもの以外の場合は、その妥当性を確認し、異議申し立てとして取り扱うか否かについて、申し立て人に通知し、下記(7)項以下に従って処置を行う。
- (3) 異議申し立ての内容が不適合の指摘内容・ランクに関連するものである場合は、当該組織に利害関係を持たない、当該規格に対して力量のある者を指名して、専門家パネルを設置する。
- (4) 専門家パネルでは、審査チームが決定した不適合の指摘内容・ランクに関して、妥当性を審議し、結論及びその理由を記述した報告書を作成し、アームスタンダードに報告する。
- (5) アームスタンダードは専門家パネルが出した結論を異議申し立て人に伝える。
- (6) 異議申し立て人が、専門家パネルが出した結論に不服の場合、更に(7)項以下の異議申し立てを行うことができる。
- (7) 異議申し立てとして取り扱う場合、アームスタンダードは、抗議対策委員会の設置を審議するための運営委員会の開催を、運営委員会の委員長に要請しなければならない
- (8) 抗議対策委員会は、3名以上の委員(委員の数は奇数)で構成され、それまでに当該異議申し立てに対し関与をもつ者は含まれてはならない。
- (9) 抗議対策委員会は、異議申し立ての通知を受けてから 45 営業日以内に設置、召集されなければならない。
- (10) アームスタンダードは、抗議対策委員会の開催日時について異議の申し立て人に少なくとも 5 営業日前までに通知しなければならない。
- (11) 抗議対策委員会は、原則として非公開で開催され、委員会の議決は、抗議対策委員会の

議長の宣言による多数決をもって決定されなければならない。

(12) アームスタンダード、及び「申請者」/「登録組織」は、抗議対策委員会の議決を尊重し、これに従わなければならない。

(13) 抗議対策委員会の議長は、判定日から 14 営業日以内に、異議申し立て人に、判定結果及びその理由を書面により通知する。なお、認証の決定に関わる場合は、認証判定会議に判定結果を報告し、その結果を異議申し立て人に通知する。アームスタンダードは異議申し立て人に、異議申立て処理プロセスの終了を通知する。

(14) 「申請者」、及び「登録組織」は、本規則に関するアームスタンダードの認証判定会議の決定の結果生じられたと考えられる損害について、原則として、アームスタンダードに求償することはできない。但し、異議申立てが正当と認められ、アームスタンダードの責めに帰すべき事由により、異議申立人が損害を被った場合は、異議申立て人は、直接損害に限りアームスタンダードに請求することができる。

Chapter 14. 苦情

アームスタンダードは、個人又は組織から、アームスタンダードに持ち込まれる苦情（個人又は組織が、アームスタンダード又はアームスタンダードの認証活動に関し、回答を期待して行う不満の表明である。異議申し立て以外のもの。）に関し、適切に対処しなければならない。

14.1 苦情の審議及び決定

- (1) アームスタンダードは、苦情に妥当性があるかどうかについて必要な情報の収集及び検証を行い、苦情として取り扱うか否かについて、申立人に通知する。
- (2) アームスタンダードは、苦情の内容を調査し、登録組織に関連する苦情については、当該組織に対して適宜照会を行う。

なお、この苦情調査は、認証されたマネジメントシステムの有効性を考慮して行う。

- (3) アームスタンダードは、苦情に対応して実施すべき処置を評価し、決定する。
- (4) アームスタンダードは、当該申立て人に、苦情に対する対応の進捗状況及び決まった事項の報告、その苦情処理プロセスの終了を通知する。

14.2 苦情の処置結果の公表

- (1) アームスタンダードは、法律上公開が禁止されている場合を除き、機密保持の観点において許容される範囲内で、以下に関する苦情の内容をアームスタンダードのホームページにより公表、又は要請に応じて公開する。
 - a) 新聞、雑誌、ホームページ等のマスコミを利用して一般消費者等に誤解を与える宣伝活動等が行われている案件（又は行われていた案件）
 - b) 法規制への抵触の事実関係が明らかになった案件
 - c) 認証の取消し及び認証の一時停止に関わる案件
 - d) アームスタンダードの信頼性の評価に関わる案件
- (2) アームスタンダードは、上記に当てはまらない苦情の内容及びその決着内容を公表するかどうか、又、公表する場合はどの範囲とするかについて、登録組織及び苦情申立人と協議の上、決定する。

Chapter 15. 機密保持

- (1) アームスタンダードは、マネジメントシステム認証に関連する全ての業務において知り

得た情報について、守秘義務を負い、第三者に開示してはならない。

アームスタンダードは、知り得た情報(文書)のすべてについて、使用後はデータの削除/書類の廃棄処分を行う。

- (2) アームスタンダードが法律により当該機密情報を第三者に提供することを要求された場合、法律に従って取り扱う。
- (3) 認定審査時の認定機関への情報の提供については、認定に係る要求事項に従って取り扱う。
- (4) 機密情報又は取扱いに慎重を要する情報を含んでいるために、審査チームによるレビューに利用できない ISMS に関連する情報(例えば、ISMS の記録又は管理策の設計及び有効性の情報)がある場合、「申請者」及び「登録組織」は、認証審査の前にアームスタンダードに報告しなければならない。
 - a) アームスタンダードは、これらの情報がなくても ISMS が適切に審査できるかを決定します。
 - b) アームスタンダードは、これらの特定された機密情報又は取扱いに慎重を要する情報のレビューなしでは ISMS の審査を適切に行えないという結論に達した場合、適切なアクセスの手配を「申請者」及び「登録組織」に依頼します。

Chapter 16. 審査登録料金及び費用

「申請者」及び「登録組織」は、以下の審査料金及び費用をアームスタンダードに支払わねばならない。なお、料金及び費用は「審査登録契約書」に定める。

- a) 申請料金
- b) 基本料金
- c) 初回審査料金
- d) 登録料
- e) 登録維持料金(認定機関に関連する料金を含む)
- f) 定期審査料金
- g) 再認証審査料金
- h) 変更審査料金
- i) 「申請者」又は「登録組織」とアームスタンダードで合意されたその他の料金及び費用

Chapter 17. 苦情/コミュニケーションの記録の閲覧

- (1) 「登録組織」は、適用規格及び本規則に関連するすべての苦情及びその是正処置を記録し、アームスタンダードの要請に応じてアームスタンダードが閲覧できるようにしなければならない。(品質/情報セキュリティ)

Chapter 18. 本規則の改訂

17.1 審査登録の要求事項の変更

- (1) アームスタンダードは、認証に関する要求事項を変更する場合は、アームスタンダード News Letter により「申請者」及び「登録組織」に対し十分な期間をおいて適切に通知しなければならない。
- (2) アームスタンダードは、変更に関わる内容及び発効日を決定する前に、「申請者」及び「登録組織」が表明した見解を考慮しなければならない。

- (3) ARMS 審査登録規則の最新版は、アームスタンダードのウェブサイトに掲載され、ダウンロードすることができる。

作成：管理責任者

承認：2025 年 10 月 22 日 上級経営管理者

〔制定・改訂履歴〕

日付	履 歴
2017-11-01	制定
2018-09-20	Page-22 登録マーク 記載
2018-10-15	Page-4 Chapter-1 (10) 誤記修正
2018-10-16	文書タイトルを「ARMS 審査登録規則」に 修正
2019-01-16	ISMS-AC (認定機関)から認定を受けたことによる修正 「認定シンボル」 記載 Chapter 1、8.4 項、8.6 項、10.2 項、10.9 項、付属書 1 ISMS-AC を明記 Chapter 1 (10) 認定機関
2019-09-20	意義の申立人の権利の明確化 11.2 項 (6), (7) の追加。 11.2 項 番号見直し (6)→(8), (7)→(9), (8)→(10), (9)→(11) 誤記修正 Chapter 1. (11) :「サーベイランス」→ 「立会審査」、文章修正 5.6 項 (1) :「サーベイランス」削除

日付	履 歴
2021-05-06 認定 定期審査 B 指摘対応	Chapter 1 (6) 「ICT」 新規追加 (7) 以降 番号振り直し (7) タイトル見直し：遠隔サイトへの電子審査→ICT を用いた審査 (7) 記載内容、表記見直し 5.1.2 項：注 2) を削除、Chapter 10 に記載 Chapter 10. ICT を用いた審査：新規追加 Chapter 11 以降 番号振り直し
2021-07-14 内部監査 改善事項対応	Chapter 14 (4) 追記。

2021-11-30	Chapter 12 タイトル修正：異議申立て及び苦情 → 異議申立て 12.1 項 不利な 決定を再考慮 → 決定を再考 異議申し立て及び苦情 → 異議申し立て 12.2 項 (2) 「審議するための公平性委員会の開催を、」 削除 (6) 「公平性委員会において」 削除 審議し → 検証し (10) 抗議対策委員会の議長 → アームスタンダード Chapter 13 「なお、苦情に関する説明書は、- - のホームページに公開する。」 追記 13.2 項 校正見直し：(1)～(4) → a)～d) に変更 及び 表示箇所 見直し (2) なお、管理責任者 → アームスタンダード 「上記に当てはまらない」 追記 顧客 → 登録組織
2022-04-15	2021 年度内部監査対応 (ISO/IEC 17021-1 : 9.6.3.1.3 項 の明記) 9.3.1 項：(2) 追記、(3) 以降番号シフト 9.4 項：(1) c) を追記
2023-07-20	住所変更に伴い改定。 ISO/IEC27001 : 2022 を Chapter 2 に追記
2023-10-02	JISQ27001 : 2023 発行に伴い Chapter 2 改定
2024-03-21	指摘区分変更に伴い、7.1(4),(5),(6)追記
2024-07-31	Chapter2 規格名を追補版に変更。 8.7 認証の公表に追記
2024-10-01	アームスタンダード審査登録規則 付属書 1 「登録マーク」(アームスタンダード)「認定シンボル」及び、《登録証》の使用 条件 1ー3 【アームスタンダード登録マーク】 c) を追加
2025-06-11	品質マネジメントシステムに関わる項目・記載を追加 5.1.3, Chapter 6 の追加 付属書 1 の変更 Chapter 7 以降 番号振り直し 9.7 認証の公表 認証の一時停止及び取消しの情報を、アームスタンダードのホームページ上に、公開する期間を明記。 10.3.1 項(1)再認証審査の現地審査を実施する時期に関して基準を明確化。

2025-11-06	・ 定義に MIERS の追加 ・ 5.1.2 注 2、(3)の追加、・ 5.4 e)、f)の追加、・ 5.5 (3)、(4)の追加 ・ 5.6 (5)～(7)追加、・ 5.7 (1)追加、Chapter 7 に品質の文言追加 ・ 8.2 (2)～(4)修正、・ 9.1 (3)削除、番号振り直し ・ 9.4 (4)追記 ・ 9.8 (3)追記、・ 10.2 (3)追記、・ 10.2 (2)削除、番号振り直し(6)追記 ・ 10.4 (1)a)修正、c) 削除、・ 10.6 追加、・ 10.7 追加、・ 10.8 番号振り直し ・ 12.1 (1)削除、以下番号振り直し、・ 12.5 削除 ・ 12.3、12.4、12.5 順番入れ替え、・ 12.7 (3)追加、Chapter 13 表題変更、13.2 改訂 ・ Chapter17 (1)品質の文言追加、(2)削除
------------	---

アームスタンダード審査登録規則 付属書 1

「登録マーク」(アームスタンダード)「認定シンボル」及び、《登録証》の使用条件

1. 「登録マーク」の清刷の提供、表示、使用例、基本色及び使用形態

1-1 清刷の定義

特にことわりのない限り、特定の保存形式及び所定の解像度で作成された電子的画像データ

1-2 清刷の提供

アームスタンダードは、適用する認証範囲において、「登録マーク」(アームスタンダード)「認定シンボル」について、電子的画像データ(.jpg)並びにイラストレーター用(.eps)の複製を、「登録組織」に提供する。

1-3 「登録マーク」「認定シンボル」の使用例、並びに使用形態

「登録マーク」「認定シンボル」使用例及び使用形態を以下の図に示す。「登録マーク」「認定シンボル」使用は、1-4 項に基づき使用すること。

【アームスタンダード QMS 登録マーク】

区 分	「登 録 マーク」 に つ い て	
アームスタンダード 登録マーク (付図 1)		「登録マーク」は、マーク部と認証の種類 (ISO9001 Certification) からなり、その表示は、以下の基準に従わなければならない。 a) 「登録マーク」は、その各要素を分解し、個別に使用したり、それらを組み替えて使用したりしてはならない。 b) 「登録マーク」全体を縮小 又は拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後のマーク部の比は、与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。更に、縮小した場合でも、「登録マーク」は、明瞭に表示され、文字部が明瞭に読み取れるように使用しなければならない。 c) 背景が同系色の場合のみ白抜き使用を可とする。内部の白抜きは、図形の背景との対比が明瞭な無地とする。

【アームスタンダード ISMS 登録マーク】

区 分	「登 録 マーク」 に つ い て	
アームスタンダード 登録マーク (付図 1)		「登録マーク」は、マーク部と認証の種類 (ISO27001 Certification) からなり、その表示は、以下の基準に従わなければならない。 a) 「登録マーク」は、その各要素を分解し、個別に使用したり、それらを組み替えて使用したりしてはならない。 b) 「登録マーク」全体を縮小 又は拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後のマーク部の比は、与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。更に、縮小した場合でも、「登録マーク」は、明瞭に表示され、文字部が明瞭に読み取れるように使用しなければならない。 c) 背景が同系色の場合のみ白抜き使用を可とする。内部の白抜きは、図形の背景との対比が明瞭な無地とする。

【 ISMS-AC 認定シンボル】

区 分	「 認 定 シンボル 」 に つ い て	
ISMS-AC 認定 シンボル (付図 2)		「認定シンボル」は、マーク部、認定センターロゴ部 (ISMS-AC) 及び認定番号 (ISMS ISR030) からなり、その表記は、以下の規準に従わなければならない。 a) 「認定シンボル」は、その各要素を分解し、個別に使用したり、それらを組み替えて使用したりしてはならない。 b) 「認定シンボル」全体を縮小 又は拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後のマーク部の比は、与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。更に、縮小した場合でも、「認定シンボル」は、明瞭に表示され、文字部が明瞭に読み取れるように使用しなければならない。 ISR030：認定機関 ISMS-AC から、アームスタンダードへ付与された 登録番号です。

「 認 定 シンボル 」 の 使 い 方

「認定シンボル」は、アームスタンダード「ISMS 登録マーク」と組合わせて使用し、単独で使用してはならない。

color 1

color 2

color 3



1-4 「登録マーク」「認定シンボル」及び、《登録証》の遵守事項

1. 「登録マーク」「認定シンボル」の使用	
「登録マーク」「認定シンボル」は、アームスタンダードによって認証された認証範囲内で、かつ、本規則に記載の条件で使用すること。	
a)	「登録組織」は、認証 に関しての誤解を生じさせるような方法で、「登録マーク」「認定シンボル」及びその附帯文言を使用してはならない。
b)	「登録マーク」「認定シンボル」を、インターネット上、パンフレット又は広告、封筒、名刺、若しくはその他の文書等のコミュニケーション媒体に使用する場合は、アームスタンダードに登録された認証範囲に限り使用でき、それ以外の範囲で使用してはならない。
c)	「登録マーク」「認定シンボル」は、当該認証範囲内の組織（又は複数サイト認証範囲の本部及び各事業所）に限って使用すること。なお、名刺に使用する場合はアームスタンダードに登録された認証対象範囲の業務に従事するもののみが使用すること。

d)	「登録マーク」「認定シンボル」は、製品自体、又は製品の包装に使用してはならないし、製品の適合性を示すと解釈される可能性のあるいかなる方法でも使用してはならない。 また、認証された組織の製品、プロセス、又はサービスを認証していると暗示するような方法、又はその他の誤解を招くような方法で使用してはならない。
e)	「登録組織」は、試験所が行う試験・校正又は検査機関が行う検査の報告書をその文脈において製品とみなされるため、「登録マーク」「認定シンボル」を使用してはならない。
f)	「登録組織」は、アームスタンダードが提供した「登録マーク」「認定シンボル」の清刷の複製を、適用する認証範囲内で、使用しなければならない。 「登録組織」は、電子媒体で提供された清刷の保存形式及び解像度を変更してはならない。
g)	「登録組織」は、以下の目的以外で他者に清刷又はその複製を提供してはならない。 「登録組織」は、インターネット、パンフレット又は広告、封筒、名刺、若しくは他の文書等のコミュニケーション媒体の作成を、業者に依頼する場合、本規則付属書 1 1-3 項を遵守させ、アームスタンダードが提供した「登録マーク」「認定シンボル」の清刷の複製を使用させること。 但し、当該清刷を、電子的データに加工・編集し、ウェブサイト・その他の電子的媒体に載せ替えて使用させてはならない。

2. 「登録マーク」「認定シンボル」の電子媒体（清刷）の管理	
a)	「登録組織」は、アームスタンダードより「登録マーク」「認定シンボル」の電子媒体（清刷）を提供された場合、当該電子媒体（清刷）の保護及び漏洩のための適切な管理を行うこと。
b)	「登録組織」は、アームスタンダードより提供された電子媒体（清刷）の複製を、印刷物・ホームページ等を作成する他者に提供する場合、当該他者が清刷の保護及び漏洩防止のための管理を適切に行なうよう要求すること。 依頼日、依頼先名、管理の方法（使用後、電子媒体の返却・電子媒体の廃棄 等）、返却日がわかるよう、適切に管理をすること。 また、アームスタンダードが要請した場合、提示すること。
3. 《登録証》：（「登録証」及び「付属書」により構成：Chapter 1 （7）参照）	
a)	「登録組織」は、顧客等から要求があれば、《登録証》のコピーを提供してもよい。但し、《登録証》又はその一部を、誤解を招く方法で使用してはならないし、他社による使用も許してはならない。 コピーした《登録証》の誤用や乱用を防ぐために、以下の事項を遵守すること。 (1) 《登録証》の所有権は、アームスタンダードに帰属するものとする。 (2) 《登録証》のコピー 「登録組織」は、誤解を招くことがないよう、組織の認証範囲（又は、複数サイト組織の場合、本部（中央機能）及び各事業所における認証の範囲）を明記した、「登録証」及び「付属書」を併せて使用しなければならない。 (3) 「登録組織」は、コピーされた「登録証」の表面に“コピー”であることを明記すると共に、配付日、提出先、提出の目的、枚数を明確に記録しておかなければならない。 (4) 「登録組織」は、《登録証》のコピーを適切に取り扱うよう、提供先に伝えなければならない。
4. 有効期間	
a)	《登録証》は、「登録組織」のマネジメントシステムが、認証の要求事項に適合し、維持されていることを条件に有効である。
b)	「登録マーク」「認定シンボル」は、認証の有効期間内に限り使用することができる。
5. 違反に対する処置	

a)	「登録組織」が、本付属書 1 認証の地位の不適切な引用、若しくは<登録証>、マーク、シンボル、又は審査報告書の誤解を招く使用等、本使用条件に違反した場合、アームスタンダードは、相応の処置（修正及び是正処置の要求、認証の一時停止又は取消し、「登録マーク」「認定シンボル」の使用を禁止し、《登録証》の回収、違反の公表、並びに、必要に応じて法的処置等）を講じる。
6. 広告物の修正及び使用中止（「登録マーク」「認定シンボル」の使用中止）	
a)	認証の一時停止の場合、「登録組織」はその認証のそれ以降の宣伝を控えなければならない。
b)	認証の取消し、辞退など、「登録組織」の認証が終結する場合、その理由の如何に拘わらず、「登録組織」は、アームスタンダードの通知に基づき、「登録組織」が認証された地位の引用を含む全ての広告物の使用（「登録マーク」「認定シンボル」の使用を含む）を直ちに中止しなければならない。 尚、認証が終結する場合は、「登録マーク」「認定シンボル」が表示された資料の在庫を確実に廃棄する、又はその在庫の資料から「登録マーク」「認定シンボル」を消し去る処置をとらなければならない。
c)	「登録マーク」「認定シンボル」の使用がアームスタンダードにとって受け入れがたいものである場合、又、マネジメントシステム認証された「登録組織」の権限に関する説明等の表現が、誤解を招くとアームスタンダードが判断した場合、「登録組織」は、アームスタンダードの要請に基づき、認証を引用しているすべての宣伝・広告を中止し、「登録マーク」「認定シンボル」、及び《登録証》の使用を中止しなければならない。
d)	認証が縮小された場合、「登録組織」は、全ての広告物を修正しなければならない。